

瀬戸市監査委員告示第1号

瀬戸市監査事務処理規程（平成6年瀬戸市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

瀬戸市監査委員 加藤多喜雄

瀬戸市監査委員 伊藤勝朗

瀬戸市監査委員 戸田由久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(監査基準) 第2条 監査等の実施に関する基準は、別に定める。	(監査基準) 第2条 監査等の実施に関する基準は、 <u>都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）</u> による。ただし、これにより難しい場合は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。